

3 道・町内未発生期
状態： (1)国内発生早期又は国内感染期にあるが、北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態にある。 (2)国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。
目的： (1)町内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： (1)町内及び北海道内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 (2)国内発生、流行拡大に伴い、国が定める基本的対処方針等について必要な対応を行う。

① 実施体制

ア 白老町新型インフルエンザ対策本部

国内での発生が確認され、国対策本部が国内発生早期又は国内感染期に入ったことを宣言した場合は、速やかに町長を本部長とする「町新型インフルエンザ対策本部」を設置し、関係課間の連携を強化し、全課一体となった対策を推進する。（危機管理室）

イ 白老町新型インフルエンザ対策推進会議

必要に応じて、「町新型インフルエンザ対策推進会議」を開催し、「町新型インフルエンザ対策本部」で確認・検討した新型インフルエンザ対策を推進する。（健康福祉課・危機管理室・関係課）

ウ 白老町新型インフルエンザ医療対策会議

必要に応じて開催し、新型インフルエンザ対策における医療対策上の課題を検討する。（健康福祉課）

エ 業務継続計画の確認

町は、各課等において業務継続計画の確認及び見直しを行う。（全課）

オ 消防救急体制の確保

白老町消防本部が定める新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき、消防救急体制を確保する。（消防本部）

② サーベイランス・情報収集

ア 国内外の情報収集

町は、引き続き、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び道対策本部、苫小牧保健所等からの国内外発生情報を収集し、対策本部及び対策推進会議に提供し、発生動向を共有する。（健康福祉課）

イ 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、引き続き、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設におけるインフルエンザ患者（疑い患者を含む。）を把握する。（学校教育課、子育て支援課、健康福祉課）

ウ 新型インフルエンザ等患者受診状況の把握

町は、白老町医師協議会と連携し、町内での新型インフルエンザ等患者の感染拡大に備え、医療機関での新型インフルエンザ等患者の受診状況を把握するとともに、情報を共有する。（健康福祉課）

エ 町職員の感染者の確認

町は、町職員の感染者を把握する。（総務課）

③ 情報提供・共有

ア 新型インフルエンザ等相談窓口での対応

町は、引き続き、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置する。町民等からの相談が増加した場合は、必要に応じて相談窓口の体制の充実・強化を検討する。（総務課・健康福祉課・教育委員会・町立病院）

イ 町民等への緊急事態宣言の伝達

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに、その情報を広報、ホームページ、チラシ等により町民等に提供する。（健康福祉課・危機管理室）

ウ 正確な情報、正しい知識の周知

町は、ホームページ等で国内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知する。（健康福祉課・危機管理室）

エ 学校等への感染予防情報等の提供

町は、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設へ、新型インフルエンザ等の国内の感染情報を情報提供する。（学校教育課、子育て支援課、健康福祉課）

オ 医療機関への受診方法等の周知

町は、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、医療機関への受診方法等の情報を広報・チラシ・ホームページ等で周知する。（健康福祉課）

④ まん延防止に関する措置

ア 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休校

小中学校は、児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）を適切に行う。（学校教育課）

イ 学級閉鎖、休園等の手順の周知

町は、小中学校の学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖並びに保育園、放課後児童クラブ等の学級閉鎖並びに休園、休部等それぞれの目安の提示と実施手順を周知する。（学校教育課、子育て支援課）

ウ 感染対策、感染者の受診方法等の周知

町は、町民に対し、マスク着用等の感染対策、疑わしい症状がある場合の相談先、医療機関受診方法等の情報を継続して提供する。（健康福祉課）

エ 不要不急の外出等の自粛

町は、道の要請又は状況に応じて、新型インフルエンザ等の国内外の発生地域での不特定多数の集まる活動への参加や、不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。（健康福祉課）

オ 公共施設の感染対策

町は、必要に応じて、公共施設及び公共交通機関での窓口対応職員のマスク着用、手指消毒液の設置、手洗い等の注意喚起張紙、室内換気等の感染対策を指導する。（総務課、健康福祉課、生涯教育課、生活環境課、全課）

カ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員に、咳エチケット、

うがい、手洗い、手指消毒等の励行を指導する。（健康福祉課、総務課、生涯教育課、生活環境課、全課）

キ 事業所での感染対策の徹底

町は、ホームページ及び町商工会を通じて、事業所への感染対策の徹底の啓発を行う。（経済振興課）

ク 集会等の制限の検討

町は、道の要請又は状況に応じて、対策本部及び対策推進会議において、公共施設の利用制限の検討を行う。（公共施設管理所管課）

ケ 集会等の延期の検討

町は、道の要請又は状況に応じて、不特定多数の町民等が参加する集会等の延期又は中止について検討する。（全課）

コ 感染患者への対応準備

町は、診療継続計画に基づき、町立病院に感染の疑いがある患者が来院された場合の具体的な対応を準備する。（町立病院）

サ まん延防止対策物品等の備蓄

町は、必要に応じて、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進める。（危機管理室、健康福祉課、町立病院）

⑤ 予防接種

ア 住民接種

町は、国の基本的対処方針に基づき、国及び道と連携して、苫小牧保健所、総合保健福祉センター、学校等の公共施設又は医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町の区域内に居住する者を対象に集団的接種により、特措法第46条（新型インフルエンザ等緊急事態の場合）の規定に基づく町民に対する予防接種、又は予防接種法第6条第3項（新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合）に基づく新臨時接種を行う。（健康福祉課）

イ 特定接種

道及び町は、国と連携し、国が定める地方公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務課、健康福祉課）

⑥ 医療

ア 医療機関等への情報提供

町は、引き続き、国及び道を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（健康福祉課）

イ 医療機関との連携による医療体制

町は、医療機関と連携し、医療体制や患者搬送について、統一された体制がとれるよう調整する。（健康福祉課）

ウ 感染がまん延した場合の診療体制の準備

町は、新型インフルエンザ等がまん延した場合の医療体制（帰国者・接触者外来での診療から、感染対策を講じた一般医療機関での診療への移行）に備え、診療継続計画に基づき、診療体制を準備する。（町立病院）

⑦ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア パンデミック時の要援護者への具体的支援

町は、ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等へのパンデミック時の具体的支援について、対応方法を確認するとともに、必要に応じて見直しを行う。また、生活必需品の配布等について検討する。（健康福祉課、高齢者介護課）

イ 感染者への偏見等の防止

町は、広報、ホームページ等を通じ、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう啓発を行う。（健康福祉課）

ウ 集会等の自粛検討の周知

町は、道の要請又は状況に応じて、町民に対し、感染拡大防止のため、不特定多数の町民が参加する集会等の各種事業の感染対策及び自粛の検討について周知を図る。（健康福祉課）

エ 食料品、生活必需品等の買い占め、売り惜しみの防止

町は、国及び道と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び

売惜しみが生じないよう啓発する²³。(生活環境課、経済振興課、健康福祉課)

オ ごみの排出抑制等の協力要請

町は、町民や事業者に対し、ごみの減量及び排出抑制への協力要請を検討する。(生活環境課)

カ ごみ収集事業者への業務継続要請

町は、ごみ収集事業者に感染者が多発した場合に備え、代替要員の確保等による業務継続を要請する。(生活環境課)

キ 集客を伴う事業者へ感染対策徹底の要請等

町は、道の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者に対して、感染対策の徹底を要請する。(経済振興課)

ク 給食調理業務の継続の要請

町は、給食センター調理員等の従事者に感染者が多発した場合の対応を検討する。また、調理委託業者に業務継続を要請する。(給食センター)

ケ 一時的な遺体安置場所の確保

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保のための準備を、道の支援を受けて行う。(生活環境課)

²³ 特措法第59条(生活関連物資等の価格の安定等)